

後期高齢者医療制度のお知らせ

■平成29年度の保険料等について■

■6月に保険料額をお知らせします

平成29年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

《保険料の計算方法》

均等割 【1人当たりの額】 49,809円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (平成28年中の所得-33万円) × 10.51%	=	1年間の保険料 【限度額57万円】 (100円未満切り捨て)
---	---	---	---	---

- 1年間の保険料の限度額は57万円です。
- 所得の少ない方は、世帯主や被保険者の前年の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。
口座振替を希望される方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

- ※ 保険料のお支払いが困難な場合は役場福祉課へご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別な事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

■ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。「希望カード」が必要な方は役場福祉課までお問い合わせください。

◆ **効き目・安全性について**
ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※ ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

◆ **価格について**
ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より安くなり、中には5割以上安くなるものもあります。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合

住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階
電話 011-290-5601

福祉課 国民健康保険係
後期高齢者医療担当
電話 47-4682